

別紙(2)

(略)

別紙(2)

事業実績報告書

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称
- (2) 所在地
- (3) 設置主体及び経営主体
- (4) 利用(1日当たり)人員

乳幼児 _____人
 小学生 _____人
 中学生等 _____人
 計 _____人

2 施設整備費に係る事業内容

(1) 施設の規模及び構造

- ア 敷地面積 _____ m²
- イ 敷地の所有関係(自己所有地、借地、買収地の別)
- ウ 整備の区分

施設整備の区分(創設)

(初度設備相当加算の有無)

- エ 建物の面積 建築面積 _____ m²、延面積 _____ m²
- オ 建物の構造 (_____ 造)

(2) 支出済事業費総額

- ア 工事費 _____ 円 (1 m²当たり _____ 円)
- イ 工事事務費 _____ 円
- ウ (小計) _____ 円
- エ その他の工事費 _____ 円
- オ 初度設備 _____ 円
- カ 合 計 _____ 円

初度設備の整備内容

品 目	数 量	規 格	単 価	金 額
			円	円
計				

(注) 工事費仕様書、支出済工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書を添付すること。

改 正 後	現 行
<p>(3) 施工期間 ア 契約年月日 イ 着工年月日 ウ 完成年月日 エ 事業開始年月日 (4) その他参考事項</p> <p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 請負の場合は、工事請負契約書の写 直営の場合は、支払領収書の写 2 工事完了を確認するに足る検査済証の写 (建築基準法第7条第3項又は第18条第7項の規定による検査済証) 3 各室ごとに室名、用途及び面積を明らかにした表 (交付申請書に添付したものと同一の場合は省略) 4 建物平面図(建物面積を明記したもの)及び立面図 (交付申請書に添付したものと同一の場合は省略) 5 建物内外主要部分の写真 6 契約書(又は請書)の写 7 検収調書(又はそれに代わるもの)の写 8 車両内外主要部分の写真 	<p>(3) 施工期間 ア 契約年月日 イ 着工年月日 ウ 完成年月日 エ 事業開始年月日 (4) その他参考事項</p> <p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 請負の場合は、工事請負契約書の写 直営の場合は、支払領収書の写 2 工事完了を確認するに足る検査済証の写 (建築基準法第7条第3項又は第18条第7項の規定による検査済証) 3 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表 (交付申請書に添付したものと同一の場合は省略) 4 建物平面図(建物面積を明記したもの)及び立面図 (交付申請書に添付したものと同一の場合は省略) 5 建物内外主要部分の写真 6 契約書(又は請書)の写 7 検収調書(又はそれに代わるもの)の写 8 車両内外主要部分の写真

改 正 後	現 行
<p>別紙10</p> <p>(略)</p>	<p>別紙10</p> <p>5(6)の間接補助の場合</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事 (印)</p> <p>平成 年度児童厚生施設等整備費補助金の事業実績報告について</p> <p>平成 年 月 日厚生労働省発雇児第 号で交付決定を受けた平成 年度児童厚生施設等整備費補助金に係る事業実績については、次の関係書類を 添えて報告する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 精 算 額 金 円 2 施 設 の 名 称 3 精算額算出内訳 別紙(1)のとおり 4 市町村から都道府県へ提出された事業実績報告書副本 (この事業実績報告書の記載内容及び添付書類は、別紙9の様式を準用 すること。) 5 都道府県及び市町村の歳入歳出決算書(見込書)抄本

別紙(1)

放課後児童クラブ室整備費精算額算出内訳

(整備区分: 創設)

(施設の名称)

区 分	設置者の 支出事業費 A 円	対象経費の実支出額			寄付金 その他の 収入 E 円	差引額 (A-E) F 円	算定基準による算定額			都道府県 補助基本額 J 円	都道府県 補助金支出 済額 K 円	国庫補助 基本額 L 円	国庫補助金 所要額 M 円	国庫補助金 交付決定額 N 円	国庫補助金 受入済額 O 円	差引過 不足額 (M-O) P 円
		面積等 B	単 価 C 円	金 額 D 円			面積等 G	単 価 H 円	金 額 I 円							
工 事 費		㎡														
工 事 事 務 費																
初年度設備相当加算																
(小 計)																
そ の 他 の 工 事 費																
合 計																

- (注) 1 B欄には、施設整備費の工事費の対象面積を記入すること。
 2 C欄の金額に1円未満の端数がある場合は、1円未満を切り捨てて記入すること。
 3 工事事務費のD欄には、A欄の金額と工事費のD欄の金額の2.6%に相当する金額を比較して少ない方の金額を記入すること。
 4 J欄には、D欄、F欄及びI欄の金額を比較して最も少ない金額を記入すること。
 5 L欄には、J欄の金額に都道府県の補助すべき割合を乗じて得た額とK欄の金額とを比較して少ない方の金額を記入すること。
 6 M欄には、L欄の金額に所定の国庫補助率を乗じて得た額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

行

現

別紙(1)

(略)

後

正

改

別紙 1 1

児童厚生施設等整備費補助金調書

平成 年度 厚生労働省所管 厚生保険特別会計 児童手当勘定

(地方公共団体名)

行
理

歳出予算科目	交付決定 の額 円	補助 率	地 方 公 共 団 体								備 考	
			歳 入				歳 出					
			科 目	予算現額 円	収入済額 円	科 目	予算現額 円	うち国庫補 助金相当額 円	支出済額 円	うち国庫補 助金相当額 円		翌年度 繰越額 円
(項) 児童育成事業費												
(目) 児童育成事業費 補助金												
(積算内訳) 児童厚生施設等整備費												
主体工事費												
その他の工事費												
初年度整備費等												

(作成要領)

- 「国」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の補助金の額の区分に応じて、記入すること。
- 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。なお、歳出については、前記1の額に対応する経費の配分が、目の内訳に係るときは、当該経費の配分を目の内訳として記入すること。
- 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにすること。
- 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。
- 補助事業等の地方公共団体の歳出予算額の繰越が行なわれた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準ずること。この場合において地方公共団体の歳入の科目に「前年度繰越額」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に国庫補助金額を内容()をもって附記すること。
- 市町村が間接補助事業者等である場合における調書の作成は、本表に準ずること。この場合においては、本表中「国」とあるのは「都道府県」と、「地方公共団体」とあるのは「市町村」とし、歳出の予算現額欄、支出済額欄及び翌年度繰越額欄の次にそれぞれ「うち間接補助金等相当額」の欄を設けること。

別紙 1 1

児童厚生施設等整備費補助金調書

平成 年度 厚生労働省所管 年金特別会計 児童手当勘定

(地方公共団体名)

後
正
改

歳出予算科目	交付決定 の額 円	補助 率	地 方 公 共 団 体								備 考	
			歳 入				歳 出					
			科 目	予算現額 円	収入済額 円	科 目	予算現額 円	うち国庫補 助金相当額 円	支出済額 円	うち国庫補 助金相当額 円		翌年度 繰越額 円
(項) 児童育成事業費 (大事項) 児童の健全育成に必要な経費												
(目) 児童育成事業費 補助金												
(積算内訳) 児童厚生施設等整備費												
主体工事費												
その他の工事費												
初年度整備費等												

(作成要領)

- 「国」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の補助金の額の区分に応じて、記入すること。
- 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。なお、歳出については、前記1の額に対応する経費の配分が、目の内訳に係るときは、当該経費の配分を目の内訳として記入すること。
- 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにすること。
- 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。
- 補助事業等の地方公共団体の歳出予算額の繰越が行なわれた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準ずること。この場合において地方公共団体の歳入の科目に「前年度繰越額」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に国庫補助金額を内容()をもって附記すること。
- 市町村が間接補助事業者等である場合における調書の作成は、本表に準ずること。この場合においては、本表中「国」とあるのは「都道府県」と、「地方公共団体」とあるのは「市町村」とし、歳出の予算現額欄、支出済額欄及び翌年度繰越額欄の次にそれぞれ「うち間接補助金等相当額」の欄を設けること。

別紙12

平成 年度児童厚生施設等整備費補助金による施設の工事着工報告書

(都道府県、指定都市名又は中核市名)

施設の名 称					設 置 団 体	
建物の構造及び面積	構 造 _____ 造	経 費 内 訳	主 体 工 事 費 _____ 円	直 営・請 負 の 別		
	建 築 面 積 _____ m ²		そ の 他 の 工 事 費 _____ 円	契 約 年 月 日		
	延 面 積 _____ m ²		初 度 設 備 費 等 _____ 円	着 工 年 月 日		
			合 計 _____ 円	完 成 予 定 年 月 日		

		年	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
出 来 高	主 体 工 事	金 額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	そ の 他 の 工 事	金 額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	初 度 設 備 費 等	金 額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	合 計	金 額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%

別紙12

(略)

行
現
後
正
改

別紙13

平成 年度児童厚生施設等整備費補助金による施設の工事進捗状況報告

(都道府県、指定都市名又は中核市名)

行

施設名	設置主体	創設、拡張 等の別	国庫補助額		12月末日の	3月末日まで	繰越見込高 D(100-C)%	繰越見込額 E(A×D) 円	備 考
			A 円	B 円	出来高 B %	の出来高見込 C %			
合 計									

現

別紙13

(略)

後

正

改

改 正 後

別紙14

(略)

現 行

別紙14

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長 (印)
市町村長

平成 年度児童厚生施設等整備費補助金の
年度終了実績報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年
法律第179号）第14条後段の規定により、別紙のとおり報告する。

(別紙)

事業名	交付決定の内容			年度内遂行実績			翌年度繰越額		事業実施期間		摘要
	事業費 円	国庫補助 基本額 円	国庫補助金 円	事業費支払 実績見込額 円	事業 進捗率 %	国庫補助金 受入額 円	事業費 円	国庫補助金 円	着手年月	完了予定 年月	

(別紙)

(略)

行
現
後
正
改

平成20年度 児童環境づくり基盤整備事業実施要綱 新旧対照表 (案)

改正案	現行
<p>児発第396号 平成9年6月5日</p>	<p>児発第396号 平成9年6月5日</p>
<p>第一次改正 児発第309号 平成10年4月13日</p>	<p>第一次改正 児発第309号 平成10年4月13日</p>
<p>第二次改正 児発第567号 平成12年6月2日</p>	<p>第二次改正 児発第567号 平成12年6月2日</p>
<p>第三次改正 雇児発第422号 平成13年6月26日</p>	<p>第三次改正 雇児発第422号 平成13年6月26日</p>
<p>第四次改正 雇児発第0510003号 平成14年5月10日</p>	<p>第四次改正 雇児発第0510003号 平成14年5月10日</p>
<p>第五次改正 雇児発第0401015号 平成15年4月1日</p>	<p>第五次改正 雇児発第0401015号 平成15年4月1日</p>
<p>第六次改正 雇児発第0331031号 平成17年3月31日</p>	<p>第六次改正 雇児発第0331031号 平成17年3月31日</p>
<p>第七次改正 雇児発第0331035号 平成18年3月31日</p>	<p>第七次改正 雇児発第0331035号 平成18年3月31日</p>
<p>第八次改正 雇児発第1002003号 平成18年10月2日</p>	<p>第八次改正 雇児発第1002003号 平成18年10月2日</p>
<p>第九次改正 雇児発第0507002号 平成19年5月7日</p>	<p>第九次改正 雇児発第0507002号 平成19年5月7日</p>
<p>第十次改正 <u>雇児発第※※※※号</u> <u>平成20年※月※日</u></p>	
<p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長 厚生省児童家庭局長</p>	<p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長 厚生省児童家庭局長</p>
<p>児童環境づくり基盤整備事業の実施について 少子化や核家族化の進行、都市化の進展、地域社会の子育て機能の低下等に 伴う育児不安、多様な人間関係を経験する機会の減少など、子どもや家庭を取 り巻く環境の変化を踏まえ、児童が健やかに生まれ育つための児童環境づくり</p>	<p>児童環境づくり基盤整備事業の実施について 少子化や核家族化の進行、都市化の進展、地域社会の子育て機能の低下等に 伴う育児不安、多様な人間関係を経験する機会の減少など、子どもや家庭を取 り巻く環境の変化を踏まえ、児童が健やかに生まれ育つための児童環境づくり</p>

の基盤整備を総合的に推進するため、別紙のとおり「児童環境づくり基盤整備事業実施要綱」を定め、平成9年4月1日から実施することとしたので、本事業の適正かつ円滑な実施を期せられたく通知する。

なお、本通知の実施に伴い、本職通知平成4年5月18日児発第513号「都道府県児童環境づくり対策事業の実施について」、本職通知平成6年6月23日児発第610号「子どもにやさしい街づくり事業の実施について」、本職通知平成元年5月29日児発第401号「家庭支援相談等事業の実施について」及び本職通知昭和61年8月30日児発第727号「児童福祉事業適正化対策特別事業について」は廃止する。

別紙

児童環境づくり基盤整備事業実施要綱

1 目的

現行どおり (略)

2 事業の内容

この要綱において、次の事業を児童環境づくり基盤整備事業とする。

(削除)

- (1) 児童環境づくり推進機構事業 (内容については、別添1のとおり)
- (2) 児童育成事業推進等対策事業 (内容については、別添2のとおり)
- (3) 健全育成推進事業 (内容については、別添3のとおり)
- (4) 民間児童館活動事業 (内容については、別添4のとおり)
- (5) 児童福祉施設併設型民間児童館事業 (内容については、別添5のとおり)
- (6) 地域組織活動育成事業 (内容については、別添6のとおり)
- (7) 児童ふれあい交流促進事業 (内容については、別添7のとおり)
- (8) 地域子育て支援拠点事業 (内容については、別添8のとおり)

3 事業の実施方法等

各事業の実施については、別添1～8に定めるところによるものとする。

の基盤整備を総合的に推進するため、別紙のとおり「児童環境づくり基盤整備事業実施要綱」を定め、平成9年4月1日から実施することとしたので、本事業の適正かつ円滑な実施を期せられたく通知する。

なお、本通知の実施に伴い、本職通知平成4年5月18日児発第513号「都道府県児童環境づくり対策事業の実施について」、本職通知平成6年6月23日児発第610号「子どもにやさしい街づくり事業の実施について」、本職通知平成元年5月29日児発第401号「家庭支援相談等事業の実施について」及び本職通知昭和61年8月30日児発第727号「児童福祉事業適正化対策特別事業について」は廃止する。

別紙

児童環境づくり基盤整備事業実施要綱

1 目的

少子化や核家族化の進行、未婚化・晩婚化という結婚をめぐる変化に加え、結婚した夫婦の出生率の低下、夫婦共働き家庭の一般化、家庭生活との両立が困難な職場など、児童と家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、子育てしやすい環境を図るとともに、次代を担う児童の健全育成を支援することを目的とする。

2 事業の内容

この要綱において、次の事業を児童環境づくり基盤整備事業とする。

- (1) 県立児童厚生施設事業 (ネットワークづくり事業) (内容については、別添1のとおり)
- (2) 児童環境づくり推進機構事業 (内容については、別添2のとおり)
- (3) 児童育成事業推進等対策事業 (内容については、別添3のとおり)
- (4) 健全育成推進事業 (内容については、別添4のとおり)
- (5) 民間児童館活動事業 (内容については、別添5のとおり)
- (6) 児童福祉施設併設型民間児童館事業 (内容については、別添6のとおり)
- (7) 地域組織活動育成事業 (内容については、別添7のとおり)
- (8) 児童ふれあい交流促進事業 (内容については、別添8のとおり)
- (9) 地域子育て支援拠点事業 (内容については、別添9のとおり)

3 事業の実施方法等

各事業の実施については、別添1～9に定めるところによるものとする。

(削除)

別添1

県立児童厚生施設事業（ネットワークづくり事業）実施要綱

1 趣 旨

都道府県が設置する児童厚生施設（以下「県立児童厚生施設」という。）と都道府県内（以下「県内」という。）の児童館・児童センターとのネットワークづくりを推進するとともに児童館の設置されていない地域を中心に移動型児童館（以下「プレーバス」という。）を巡回させること等により、児童健全育成の一層の向上を図るものである。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。

ただし、事業の全部又は一部について事業を実施するのに適した社会福祉法人、財団法人等に委託することができるものとする。

3 事業内容及び実施方法

この事業は、県立児童厚生施設が、県内の児童館・児童センターと連携を図り、次の事項を基本として実施するものであること。

(1) ネットワーク運営委員会（以下「ネットワーク委員会」という。）の設置

本事業を実施するため、県立児童厚生施設の施設長、児童館長、母親クラブ役員及び子ども会役員等を委員とするネットワーク委員会を設置し、年間総合計画等を立案するものとする。

なお、ネットワーク委員会として、「児童館の設置運営について」（平成2年8月7日児発第967号厚生省児童家庭局長通知）の1の(3)のアに定める運営委員会を充てても差し支えないこと。

(2) 児童館活動等の情報の収集

県内の児童館活動の内容、利用状況及び児童遊園その他の遊び場の利用状況等を把握し、幅広く情報提供すること。

(3) 遊びの指導技術の開発研修

児童館等で開発、改良された新しい遊びの指導技術について、その研修を行うこと。

(4) プレーバスの巡回等

① 児童館の設置されていない地域を中心に、土・日曜、祝祭日及び夏休み等を利用し、プレーバスの巡回を行うこと。

② 巡回に当たっては、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第

別添1

児童環境づくり推進機構事業実施要綱

- 1 趣旨
現行どおり (略)
- 2 実施主体
現行どおり (略)
- 3 事業内容
現行どおり (略)

63号) 第38条に規定する児童の遊びを指導する者を派遣することとし、地域の児童館及び母親クラブ等のボランティアの協力を得ること。

(5) 広報誌の発行等

児童館活動事例、イベント情報及びプレーバスの巡回に係る活動状況等の情報を県内の児童館等へ提供するため、広報誌の発行など幅広く情報提供を行うこと。

4 費用

都道府県が実施する事業に対して、国は別に定めるところにより補助するものとする。

別添2

児童環境づくり推進機構事業実施要綱

- 1 趣旨
少子化や核家族化の進行等子どもと家庭を取り巻く環境の変化に対応し、子育て家庭を支援するための事業や子どもを取り巻く環境を改善するための事業等を振興・助成するため、その推進母体として財団法人こども未来財団が設置されている。
地方においても、地域の実情に応じた子育て家庭への支援及び子どもを取り巻く環境の改善を具体的に進めるため、中央に財団法人こども未来財団を位置づけ、特に大都市を抱える都道府県を中心に児童環境づくり推進機構(以下「推進機構」という。)による子どもが健やかに生まれ育つための環境づくりの一層の推進を図る。
- 2 実施主体
本事業の実施主体は、都道府県又は推進機構として厚生労働大臣が認めた法人とする。ただし、都道府県は、事業の全部又は一部について推進機構として厚生労働大臣が認めた法人に委託して実施することができるものとする。
- 3 事業内容
(1) 地域の子育て・子育て力を高める気運づくり
① 児童環境づくり運営協議会(以下「運営協議会」という。)の設置・運営
(ア) 推進機構には、運営協議会を設置するものとする。

4 事業実施の手続き
現行どおり (略)

(イ)運営協議会は、福祉関係、保健医療関係、教育関係、経済関係、労働関係、マスコミ等各種団体等の関係者及び本事業を推進するため必要と認められる個人（子育て当事者等）又は団体等をもって構成すること。

(ウ)運営協議会は、本事業の実施に関する企画・立案を行うとともに、運営協議会の構成団体等は傘下組織を含めて必要な協力を行うものとする。

なお、必要に応じて運営協議会の下部組織として部会を置くことができるものとする。

② 子育てや子どもの育ち等をテーマにした取組

地域全体で子育てや子どもの育ち、子育て支援のあり方等を考え、子育てしやすい環境やそのまちづくりを進めるため、推進機構及び運営協議会構成団体等によるフォーラム、ワークショップ等の開催、テレビ・ラジオ、インターネット等を利用した広報活動及び子どもや子育て当事者等の視点を取り入れた機関誌等の発行

(2) 子育てや子育て支援に関するネットワークの充実強化

管内の子育てサークルやボランティア団体等地域の子育て支援関係団体、行政、民間団体・企業等の交流を促進し、地域における子育て支援活動の強化に向けた円滑な連携を図るための取組を実施する。

(3) 地域の子育て人材確保・養成に関する取組

① 子育て環境づくりを進める人材の育成・支援

地域における子育て支援活動を積極的に展開する、福祉、保健、医療、教育、健全育成等の幅広い分野の指導的役割を担う人材を対象としたセミナー等を開催する。

② 親、学生等に対する子育て講座等の開催

核家族化が進む中、子育ての知識を身につける機会が少ない父親・母親や、学生その他子育てに関心のある者を対象とした講座等を開催する。

(4) 子育て環境づくりに資する地域の実情に応じた取組

次世代育成支援対策等を踏まえ、地域の実情に応じた先駆的な子育て支援事業であって、その成果等を他の都道府県に向けて発信・普及することができる取組を実施する。

4 事業実施の手続き

本事業を実施しようとする場合は、毎年度、別に定める方法により、事前に協議を行うものとする。

5 留意事項
現行どおり (略)

6 費用
現行どおり (略)

別添2

児童育成事業推進等対策事業実施要綱

1 目的
現行どおり (略)

2 実施主体
現行どおり (略)

3 事業内容
現行どおり (略)

5 留意事項
(1) 推進機構には、都道府県や関係団体との密接な連携の下に、本事業を総合的に進めていく強力な指導力を発揮できる人材を確保すること。
(2) 財団法人こども未来財団が実施する事業との連携、調整を図り、事業の効果的、効率的実施・協力を努めること。
(3) 都道府県社会福祉協議会、都道府県児童福祉関係団体等と共働で実施するなど協力体制を整備するとともに、各種NPO・ボランティア団体の協力はもとより、幅広い参加と協力が得られるよう配慮するものとする。
(4) 上記3の事業内容に係る費用のうち人件費は、3分の1以下であること。

6 費用
都道府県が実施する事業、又は助成する事業に対して、国は別に定めるところにより補助するものとする。

別添3

児童育成事業推進等対策事業実施要綱

1 目的
児童の健全育成に資する模範的・先駆的な事業等を実施することにより、児童育成事業の普及や次世代育成支援対策等の一層の推進を図ることを目的とする。

2 実施主体
本事業の実施主体は、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。
ただし、事業の一部について事業を実施するのに適した社会福祉法人、財団法人等に委託することができるものとする。

3 事業内容
次に掲げる事業であって、全国的な推進を図ろうとする際のモデルとなり、かつ、その成果等を全国に向けて発信することができる取組を対象とする。
ただし、国が別途定める国庫負担（補助）制度の対象となる事業は除外する。
(1) 児童育成のための普及啓発事業

4 事業実施の手続き
現行どおり (略)

5 留意事項
現行どおり (略)

6 費用
現行どおり (略)

別添3

健全育成推進事業実施要綱

1 趣旨
現行どおり (略)

2 実施主体
現行どおり (略)

3 事業内容
実施主体は、次の何れかの事業を実施するものとする。

- (2) 児童健全育成に資する模範的・奨励的事業
- (3) 児童福祉、次世代育成支援対策等の推進に関し、児童福祉施設・地域住民・社会福祉法人・民法第34条の規定により設立された法人・特定非営利活動法人・ボランティア等に対する普及啓発事業
- (4) 児童福祉の向上に資する各種研修会・連絡会議
- (5) 児童福祉の向上を図るための開発・研究事業
- (6) その他(1)～(5)に準ずる事業

4 事業実施の手続き
本事業を実施しようとする場合は、毎年度、別に定める方法により、事前に協議を行うものとする。

5 留意事項
(1) 6の(2)に定めるとおり、国の補助は原則として単年度であるが、事業の実施主体は、当該事業を継続するよう努めるものとする。
(2) 国は、事業実施の成果を普及するため、実施主体に対して、事業の分析、検証等を行うよう求めることができるものとする。

6 費用
(1) 都道府県、指定都市並びに中核市及び市町村が実施する事業に対して、国は別に定めるところにより補助するものとする。
(2) 一事業に対する国の助成は、原則として単年度限りとする。

別添4

健全育成推進事業実施要綱

1 趣旨
児童の健全育成の場で働いている職員等に対して研修を行うことにより、児童の健全育成の充実を図るものである。

2 実施主体
本事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市とする。
ただし、事業の全部又は一部について事業を実施するのに適した社会福祉法人、財団法人等に委託することができるものとする。

3 事業内容
実施主体は、次の何れかの事業を実施するものとする。

(削除)

(1) 地域子育て環境づくり支援事業
現行どおり (略)

(2) 児童ふれあい交流支援事業
現行どおり (略)

4 留意点

3の(2)の事業の実施に当たっては、文部科学省が実施する「地域における家庭教育支援基盤整備事業」において都道府県レベルで設置される協議会と連携して、管内の事業実施状況の把握や情報提供、事業を実施するための人材確保・養成などを実施し、効果的な事業の推進に努めること。

5 費用

現行どおり (略)

別添4

民間児童館活動事業実施要綱

1 趣旨

現行どおり (略)

(1) 地域組織連絡協議会助成事業

家庭及び地域社会において児童の健全な育成が推進されるよう設置された、地域組織連絡協議会が行う地域の子育て支援、地域の児童の安全確保にかかわる内容を基本とした、地域組織活動の促進及び指導者を育成するなど組織の運営の発展を図る研修等に対して助成する事業。

(2) 地域子育て環境づくり支援事業

地域における子育て支援活動が強化されるよう、児童委員（主任児童委員を含む）等に対して、基本的な活動方法や技法等を習得するための研修及び地域における子育て支援活動を継続的に実施するための協議会を実施する事業、また、地域の子育て家庭に幅広く児童委員等の活動を知ってもらうことを目的として、児童委員等を講師として招いての子育てセミナー等を実施する事業。

(3) 児童ふれあい交流支援事業

中・高校生が乳幼児と出会いふれあう機会を提供するために市町村が実施する「児童ふれあい交流促進事業」を推進するため、都道府県域で設置する協議会等の運営や啓発活動、情報提供、研究等を実施する事業。

4 費用

都道府県、指定都市及び中核市が実施する事業に対して、国は別に定めるところにより補助するものとする。

別添5

民間児童館活動事業実施要綱

1 趣旨

民間児童館の創意工夫・柔軟な対応等の特色を生かし、地域の実情・需要に応じた活動の積極的な取組を実施することにより、地域児童の健全育成を図るものである。